○東京藝術大学大学会館使用規則

(昭和54年4月1日) 制 定

改正 平成 4 年 7 月 9 日 平成25年10月24日 平成17年6月28日

(趣旨)

第1条 この規則は、東京藝術大学大学会館規則第5条第2項の規定に基づき、東京藝術大学大学会館(以下「会館」という。)の使用に関し、必要な事項を定める。 (使用者)

第2条 会館を使用することができる者は、本学の学生及び教職員とする。ただし、 館長が必要があると認める場合は、その他の者に使用を許可することができる。 (開館時間及び休館日)

- 第3条 開館時間及び休館日は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 開館時間 午前9時30分から午後8時まで
 - (2) 休館日 日曜日及び土曜日

国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日 開学記念日10月4日

12月28日から翌年1月4日

2 館長は、必要があると認めるときは、臨時に前項に規定する開館時間及び休館日を変更することができる。

(使用手続)

第4条 会館内の集会室、和室及び展示室を使用しようとする者は、あらかじめ、 所定の手続を経て館長の許可を受けなければならない。

(使用上の遵守事項)

- 第5条 会館を使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) 使用許可を受けた使用目的以外に使用しないこと。また転貸することはできない。
- (2) 室内の施設の変更、備品の移動、持ち出し等は、無断で行わないこと。
- (3) 掲示、その他これらに類するものは、所定の場所以外では行わないこと。
- (4) 火気の使用については、あらかじめ館員の指示を受けること。
- (5) 使用後は、室内の整理、整とんを行うこと。
- (6)集会室、和室及び展示室の使用が終了したときは、館員にその旨を連絡すること。
- 2 前項に違反する者があるときは、その者に対し、館長は使用許可を取消し、又は使用を禁止することができる。

(損害賠償)

第6条 使用者が故意又は過失によって会館の施設整備等を損壊又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(館長への委任)

第7条 この規則に定めるもののほか会館の使用に関し必要な事項は、館長が別に

定める。

附則

この規則は、昭和54年4月1日から施行する。

附則

- この規則は、平成4年7月9日から施行し、平成4年5月1日から適用する。 附 則
- この規則は、平成17年6月28日から施行する。
- この規則は、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。